

I 事前調査ガイドライン（案）等に関する アンケート

このアンケートは、保健所の方および精神保健福祉センターの方は必ずご回答
ください。

A. 事前調査ガイドライン（案）について、ご意見をお書きください。

1. 事前調査の対象および調査票の作成

「改訂第2版精神保健福祉法詳解」には、第23条（一般人申請）から第27条2項（知事職務診察）の各条において、事前調査に精粗（詳しい調査が必要な場合と、詳しい調査は不要の場合）があることを認めている。たとえば、警察官等の職務にある者からの通報については、少なくとも症状の程度を調査すれば足りることとされている。しかしながら、措置入院制度の運用実態の分析結果によると、警察官等の職務にある者からの通報においても、措置診察の要否を判断するための調査を必要とする事例が含まれていた。（A）ゆえに、原則として申請、通報または届出のあった全事例について事前調査書を作成し、指定医による診察の要否判断の根拠を明確にすることが望まれる。

事前調査においては、指定医による診察の要否判断の段階において事前調査書を作成するとともに、（B）事前調査終了後には、個人情報に含まれない事前調査データ票を作成して措置入院制度の運用実態のモニタリングに役立てる。

1) 下線部（A）についてどう考えますか。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

2) 下線部（B）についてどう考えますか。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

2. 事前調査における留意事項

1) 下線部 (C) についてどう考えますか。

(C) 可能な限り現地に出向き、本人または保護者等との面接を含めた事前調査を行う。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

2) 下線部 (D) についてどう考えますか。

(D) 事前調査は「精神障害を疑うにたる状態」と「自傷他害のおそれ」の有無を明らかにすることにより、精神保健指定医による診察の要否を判断するために行う。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

3) 下線部 (E) についてどう考えますか。

対象者に面接調査を行っているときに自傷他害行為が発生するおそれがあると思われる場合は、(E) 所属機関の上司、主管課、精神科嘱託医等の意見を聞き、その結果をもとに、警察署に、警察官の調査時の待機や同席等を依頼する。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

4) 下線部 (F) についてどう考えますか。

(F) 第 25 条(検察官通報) に関しては、通報時にできるかぎり起訴前鑑定書、拘留中の様子のわかるものを添付するよう要請する。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

5) 下線部 (G) についてどう考えますか。

精神保健指定医による診察の要否はつぎのとおり判断する。

- (1) 「精神障害を疑うにたる理由」があり「自傷他害行為」が認められる場合は精神保健指定医による診察を依頼する。
- (2) (G) 事前調査時にすでに治療的介入が行われ、その結果として、対象者の状態が変化している場合は、精神保健指定医による診察を実施しないことができる。この場合、医療状況と病状を主治医に確認する等の情報収集を行い、そのうえで所属長の指示を得る。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

6) 下線部 (H) についてどう考えますか。

精神保健指定医による診察を依頼することに決定した場合は、(H) 診察にあたる精神保健指定医が、「申請、通報又は届出の書類」「事前調査書」「起訴前鑑定書（第25条の場合）」等、対象者の「精神障害を疑うにたる理由」および「自傷他害行為」の事実および実態が記述されている書類等を閲覧できるようにする。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

3. 措置入院時の留意事項

- 1) 措置入院を行うことに決定した場合は、措置入院の要否判断に関する書類（調査書、指定医による診察結果）は、(I) 措置入院を行う精神科病院における初回診察時に閲覧できるようにする（書類の作成が間に合わない場合は口頭で説明する）。
- 2) (J) 措置入院後は、措置入院中、措置解除時における社会復帰支援の必要性を把握し、必要に応じて退院時の支援とフォローアップにつないでいく。

1) 下線部 (I) についてどう考えますか。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

2) 下線部 (J) についてどう考えますか。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

B. 事前調査書案についてご意見をお書きください。

1. 提案された事前調査書の記載項目は、必要な項目がきちんとおさえられていましたか。また、不要な項目はありませんでしたか。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

2. 下線部 (K) についてどう考えますか。

精神障害を疑うにたる理由について、(K) 「幻覚、妄想あるいは明白に病的と思われる行動（興奮や多動、重い持続する引きこもり等）の有無や程度」、「社会生活における状況認知や判断の障害の有無や程度」、「睡眠、栄養、清潔の保持、電気・水道・ガスの確保、寒暑・炎熱の防御など、基本的な生活の維持の困難の有無や程度」などに留意して記載する。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

3. 下線部（L）についてどう考えますか。

他害行為に関して、（L）本人が行った行為であることが確認されているか、わかるように記載する。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

4. 下線部（M）についてどう考えますか。

（M）現在（3 ヶ月以内）の精神科受診の有無と、有の場合の主治医氏名・連絡先、対象者の診断名および主要症状について情報を得る。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

5. 下線部（N）についてどう考えますか。

（N）第25条（検察官通報）の場合は、起訴前鑑定の実施の有無と、その結果を記載する。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

6. 下線部 (O) についてどう考えますか。

(O) 申請、通報または届出時の薬物乱用、アルコールの飲用、措置入院先の選択にかかわる重大な身体合併症の有無、またわかる範囲でこれまでの司法処分の有無を記載する。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

7. 下線部 (P) についてどう考えますか。

(P) 精神保健指定医の診察不要の場合はその理由を記載する。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

C. 事前調査データ票案についてご意見をお書きください。

1. 提案された事前調査データ票の項目は、必要な項目がきちんとおさえられていましたか。また、不要な項目はなかったですか。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

2. 事前調査データ票を活用して事前調査の実施状況を分析することについてお聞きします。

1) 事前調査データ票の作成は日常の業務の中で可能ですか。

- a. 十分可能である
- b. 難しい
- c. わからない

2) 事前調査データ票にある情報を電子データにすることは日常の業務の中で可能ですか。

- a. 十分可能である
- b. 難しい
- c. わからない

3) 電子化されたデータの解析は日常業務の中で可能ですか。

- a. 十分可能である
- b. 難しい
- c. わからない

4) 事前調査等ガイドライン、事前調査書、事前調査データ票の全国共通の様式を定めることについてどう考えますか。

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

「事前調査ガイドライン（案）等に関するアンケート」は以上です。

ご協力ありがとうございました。

II 指定医の措置入院判定のための ガイドライン（案）アンケート

このアンケートは、精神科医療施設の方および精神保健福祉センターの方は必ずご回答ください

措置入院判定のためのガイドライン（案）各項目等の適否について

1. 「ICD-10 精神および行動の障害」に該当する精神障害があるか、それに基づく症状が存在する、という項目について
 - a. 了解しました、または、問題ないと考えます
 - b. 提案があります

()

2. 問題となった行為は、自傷行為または他害行為に該当する、という項目について
 - a. 了解しました、または、問題ないと考えます
 - b. 提案があります

()

3. 問題となった行為は、精神症状によって生じたか、もしくは関連がある、という項目について
 - a. 了解しました、または、問題ないと考えます
 - b. 提案があります

()

4. 問題となった行為に対して、判断能力がないか、もしくは著しく低下している、という項目について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

5. 問題となった行為を生じたかもしくは関連した精神症状が、診察時に持続しているか、軽快または消失している場合でも容易に再燃や悪化が予想される、という項目について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

6. 精神科の入院治療によって、精神症状の改善が期待されるか悪化が防止される、という項目について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

7. 入院させなければ、精神症状によって自傷行為、または他害行為を引き起こすおそれがある、という項目について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

8. 7つの項目を満たす場合に、措置入院該当と判定することが適切だと考える、との記載について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

9. 措置入院判定のためのガイドライン（案）について、ご意見がありましたら、ご記入ください。

()

「指定医の措置入院判定のためのガイドライン（案）アンケート」は以上です。
ご協力ありがとうございました。

III 指定医の措置解除に関するガイドライン（案）

アンケート

このアンケートは、精神科医療施設、保健所、精神保健福祉センター全ての方に必ずご回答をお願いします。

1. 措置症状消退届を適正に記載すべきであるということについて。
 - a. 了解しました、または、問題ないと考えます
 - b. 提案があります

()

指定医の措置解除に関するガイドライン（案）の措置解除該当要件各項目の適否について

2. 措置解除の要件として精神保健福祉法の措置該当要件3項目（A-1 精神障害がない、A-2 自傷・他害行為は精神障害によらない、A-3 入院によらなくとも自傷・他害行為が抑えられる）を満たさないということについて
 - a. 了解しました、または、問題ないと考えます
 - b. 提案があります

()

以下は精神保健福祉法ではなく本研究で検討した措置入院判定のための要件と関連した措置解除該当要件4項目についての質問です

3. 問題となった行為は、自傷行為または他害行為に該当しない、という項目について
 - a. 了解しました、または、問題ないと考えます
 - b. 提案があります

()

4. 問題となった行為に対する判断能力がある、という項目について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

5. 問題となった行為を生じたかもしくは関連した精神症状が、診察時に持続していないか、軽快または消失し容易には再燃や悪化が予想されない、という項目について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

6. 精神科の入院治療によって、精神症状の改善が期待されない、という項目について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

()

7. 退院後の社会生活時の指導・援助方針に関する項目について

- a. 了解しました、または、問題ないと考えます
- b. 提案があります

[]

8. 措置入院判定のためのガイドライン（案）についてご意見がありましたら、ご記入ください。

[]

「指定医の措置解除に関するガイドライン（案）アンケート」は以上です。

ご協力ありがとうございました。

厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業

措置入院制度の適正な運用と社会復帰支援に関する研究

平成 18 年度 総括・分担研究報告書

発行日 平成 19 年 3 月

発行者 措置入院制度の適正な運用と社会復帰支援に関する研究

主任研究者 浦田 重治郎

発行所 国立精神・神経センター国府台病院
